

労働基準広報

No.2251 2026

9/21

CONTENTS

特集 改正個人情報保護法② ～リスクに適切に対応した規律～ — 8

16歳未満の要配慮個人情報を取得する際は本人の法定代理人の同意が必要に

(編集部)

●国民年金第1号被保険者の育児期間の保険料免除措置 — 23

育児期間免除は必要事項を記載した届書に書類を添えて市町村長に提出

(編集部)

●最高裁判例解説 — 30

労働組合法における総会決議の不存在と代表権

【最一小判 令和8年7月16日】

労組代表者の選任決議が不存在であり代表権欠いていたとして原判決破棄

(弁護士・畔山亨(畔山総合法律事務所))

●行政案内/令和8年度 全国労働衛生週間実施要綱 — 40

＜今年度のスローガン＞

ひとりひとりが貴重な人材

心も体も健やかに

みんな生き生き健康職場

●NEWS — 1

◆ 労政審・改正労災保険法等の関係政省令検討/遅発性疾病の給付基礎日額は早期に改正

◆ 厚労省・生活必須職の支援検討会/アドバンスト・エッセンシャルワーカー等を検討

◆ 令和7年「労働争議統計調査」/総争議は前年比増加も争議行為に伴う争議は横ばい

◆ 令和7年度「雇用均等基本調査」/初めて女性の総合職割合が一般職の割合を上回る

◆ 令和7年度「能力開発基本調査」/企業のOFF-JT支出費用の1人平均が2万円に増加

◆ 若年層の仕事と育児の両立意識/39歳までの若年層の約7割が子育てに前向き回答

ほか

●わたしの監督雑感 — 28

京都・丹後労働基準監督署長 古川京子

●労働スクランブル 第520回 (飯田康夫) — 48

●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

安全衛生 [管理監督者の労働時間] 把握方法は — 50 弁護士・新弘江

個人情報 [改正個人情報保護法が公布] 中小企業にどのような影響が — 52 弁護士・田島潤一郎

労働基準法 [賃金不払いの遅延利息] 在職中と退職後で異なるか — 54 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます ▶ <https://rouki.chosakai.ne.jp/>